

第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）及び第二種動物取扱業者に関する基準等について（骨子案）

＝犬猫等販売業者＝

1. 基本的な考え方

- ① 犬猫等の販売にあたり、犬猫等健康安全計画を策定させることにより、幼齢の犬猫等や、販売が困難になった犬猫等の扱いについて、その適正飼養のためあらかじめ十分な準備（体制・施設整備）や、登録後の適正飼養の徹底を促す。
- ② 個体の状況把握を徹底させ、定期的な報告により都道府県による監視指導を強化する。
- ③ 継続事業者が多く、また台帳等については既に「動物取扱業者が遵守すべき管理の方法等の細目」（以下「取扱業者細目」という。）等により一定の作成・保管義務が課されているところ、取扱業者・自治体に過度な負担が生じさせないように配慮しつつ、取扱業者の着実なレベルアップを図る。

2. 主なポイント

（1）犬猫等販売業者の範囲【法第10条第3項】

対象は「犬又は猫」の販売を業として行う者とする

※「その他環境省令で定める動物」については、当面は定めない

（2）犬猫等健康安全計画の規定事項【法第10条第3項】及び登録基準【法第12条第1項】

- 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備（既に法律に規定）
 - …責任者等の飼育保管体制や獣医師との連携確保を想定
- 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い（既に法律に規定）
 - …販売の用に供することが困難となった場合の当該犬猫の取扱い方法（引き続き飼養する場合の飼養施設の確保、他の販売業者や動物愛護団体との連携等）を想定

- 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法（新たに省令で規定）
 - …生後 56 日（経過措置期間中は 45～49 日）までの間の親等との飼養、十分なケージの大きさの確保、夜間展示をしないこと、長時間展示への配慮等の方法について明示することを想定
 - ※繁殖に係る事項については、新たに繁殖制限等の基準が設けられた場合については、この遵守についても計画記載事項に盛り込むことを想定

- 幼齢の犬猫とは生後 1 年以内の仔犬・子猫を想定

- 基準としては、それぞれの事項について「健康及び安全の保持の観点から明確に記載」することを規定する（具体的な記載例についてはマニュアル等で示す）

（3）帳簿記載事項及び都道府県知事への報告【法第 22 条の 6】

- 帳簿には、法定事項（所有日、販売日、死亡日）の他個体識別情報、購入先、販売・譲渡先、死亡原因を記載させる。なお、取扱業者細目で義務付けられている取引状況記録台帳は、当該帳簿と記載事項が重なることから廃止する。

- 帳簿記載事項の根拠となる書類（出生証明書、取引伝票、検案書等）を取得していれば、それらの保存を努力義務とする。

- 取引状況記録台帳を廃止することに伴い、当該帳簿は、犬猫等販売業者だけでなく、全ての取扱業者に記載を義務付ける。

- 都道府県知事への定期報告は、毎年 1 回とする。

＝対面販売・現物確認＝

1. 基本的な考え方

購入する動物について、直接それを確認せず、その習性や飼養方法等について十分な説明を受けていないために、購入後にトラブルが生じ、終生飼養の妨げになる事例が数多く生じている。これらの事態を改善するため、動物の購入に当たっては、現物確認・対面説明を義務付けるもの

2. 主なポイント

(1) 販売時に現物確認・対面説明を義務付ける動物の範囲【法第 21 条の 4】

動物取扱業者により取り扱われる哺乳類、鳥類、爬虫類の販売全て（但し第一種動物取扱業者間の販売を除く）を対象とする。

(2) 対面説明の例外【法第 21 条の 4】

現物確認に例外規定はなく、想定される事態（購入者が障害を有する等の理由により店舗まで行けない場合等）があつたとしても、現物確認（そのような場合は取扱業者が購入者のところまで持参することを想定）の際に対面説明を行えば良いため、例外を設けるべき事態は想定されず、現時点では、例外規定は設けない。

(3) 説明事項【法第 21 条の 4】

原則として、現行施行規則第 8 条第 5 項に規定する 18 項目を規定。そのうち、「生産地等」については、改正法に定める「繁殖を行った者の氏名」とする。なお、その場合であっても、所有者不明の犬猫の譲渡を受けた場合や輸入元でそこまで把握出来ない場合等、繁殖者を確認する事が困難な場合については、その理由を示した上で、当該事項の説明を省略できることとする。

＝第二種動物取扱業者＝

1. 基本的な考え方

- ① 第一種動物取扱業と同様の動物の取扱いを行っている場合については、営利性がなくとも届出の対象とすることにより、動物の適正飼養を確保する。
- ② 「預かりさん」¹「パピーウォーカー」²など、一般飼養者の協力を得ている飼養する部分については対象外とし、現在の譲渡事業等への影響をできる限り小さくする。
- ③ 原則として飼養施設については第一種動物取扱業者と同様の基準を用い、それ以外の動物の取扱いについては必要な事項について義務あるいは努力義務として基準を設ける。

2. 主なポイント

(1) 第二種動物取扱業者の範囲【法第 24 条の 2】

- 飼養施設については、原則人の居住部分と区分できる場合に限定し、自ら所有する施設とは別に、広く一般飼い主に「預かりさん」等として飼養を委ねている場合は対象に含めない。
- 飼養頭数の下限については、既存の法規制（化製場法や家伝法等）、規制対象とすべき展示（公園展示）の状況等を考慮し、大型（牛・馬、猛禽類等）、中型（犬・猫等）、小型（ネズミ・鶏等）に分け数値を設定する。例えば、犬猫であればその合計数が 10 頭以上の場合を対象とする。
- 法 35 条に基づく取扱い（引取り・保管・譲渡等）の他、法に基づく動物の取扱い（狂犬病予防法に基づく抑留、感染症予防法に基づく検疫等）については、届出制度の適用を除外する。

(2) 届出事項、遵守基準【法第 24 条の 4 で読み替える法第 21 条】

- 原則飼養施設に係る届出事項・基準については、第一種動物取扱業と同様の申請事項・書類を求め、同様の遵守基準を設ける。

¹ 譲渡活動を行う愛護団体が、新たな譲渡先が見つかるまでの間飼養を依頼する一般飼養者

² 将来盲導犬になる予定の仔犬について、その社会性を養うため、幼齢期（生後 2 ヶ月から 1 年までの間）家庭内で飼養を行う一般飼養者

- 動物の適正な取扱いを確保するための基準のうち飼養施設の管理、逸走防止などの動物の基本的な取扱いに係る部分、適切な給餌給水、衛生状態の確保等については、第一種動物取扱業と同様の遵守基準を設ける。
- 長時間展示、適切な期間の親兄弟等との飼養、譲渡の際の説明、台帳記載等については、適正な飼養保管及び譲渡先等での適正飼養に最低限必要な事項については盛り込むものの、配慮すべき事項とする。
- 動物取扱責任者の設置、対面説明等法により規制対象が限定されているものについては、基準に盛り込まない。